

聴覚障害者に対する公職選挙のバリアフリーを求める意見書の提出について

聴覚障害者に対する公職選挙のバリアフリーを求める意見書を次のとおり提出する。

平成26年10月27日提出

提出者 市会議員 井坂 博文 ほか44名
日本共産党市会議員団，
民主・都みらい，公明党市議団，
京都党市議団，無所属(議)，
無所属(副)

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，厚生労働大臣 宛て

京都市会議長 名

聴覚障害者に対する公職選挙のバリアフリーを求める意見書

公職選挙において全ての人へ情報を伝達することは、極めて重要なことである。

とりわけ、聴覚障害者など障害を持つ方への情報伝達は基本的人権の一つである参政権や知る権利の観点からも制度上担保されなければならないものである。

近年、高齢社会の進行に伴い老人性難聴者の増加が深刻化してきており、従来の中途失聴者・難聴者の方を含めると、京都市内においては6,000人を超える難聴者の方がおられる。

現状では、こうした中途失聴者・難聴者の方にとって、公職選挙法及び関係法令では、参政権の中で最も大切な政見放送での字幕の挿入や個人演説会での要約筆記が保障されているとは言えない。

本年1月に批准された「障害者の権利に関する条約」の第2条においても、「意思疎通」の手段として、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態と定義がされており、公職選挙におけるバリアフリー化の対応が求められるところである。

こうした観点からも、公職選挙において、手話と要約筆記は同等に扱うべきであると同時に、個人演説会場における手話や要約筆記も選挙運動と解すべきではなく、あくまで情報の保障であると考えべきである。

よって国におかれては、下記の事項を実施することができるよう、公職選挙法及び関係法令を速やかに改正されるよう強く要望する。

記

- 1 政見放送における手話通訳と同時に字幕を挿入すること。
- 2 個人演説会において手話や要約筆記が利用しやすい環境を整えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。